

# p11. 防災計画

## (1) 防災拠点計画

### 「緊急、災害時の拠点機能」

- ・1階では、ボランティア等の一時的な受入等に対応できるように住民プラザと執務エリアとのセキュリティラインを明確にします。
- ・2階以上は、会議室及び議員控室は避難所として開放しつつ、事業継続できるように、執務エリアとのセキュリティラインを明確にします。
- ・消防団が集合できるように住民プラザ、エントランスホールは一体的に利用できる空間とします。

### 「災害対策本部機能」

- ・災害時に迅速かつ円滑な指揮統制ができるよう、情報収集及び伝達に必要な電話回線やネットワーク回線等の整備を行うとともに、3階の防災無線室と隣接した会議室に防災対策室を設置します。
- ・町長、副町長などの特別職諸室は防災対策室に近接して設けます。
- ・防災対策室は災害の規模、タイムライン等に応じて拡張できるように、隣接する会議室の間仕切りに移動間仕切りを採用します。

### 「災害対応設備」

- ・災害発生時の事業継続性を確保し、緊急対応が迅速に行えるよう、72時間(3日間)連続運転可能な自家発電設備を設置し、エネルギーの自立を可能にします。又、主エネルギーは早期復旧が見込める全電気方式を採用します。
- ・蓄電池付き太陽光発電設備を設け、特定負荷のバックアップとして使用します。
- ・給水インフラの破断を想定し、3日分の水量を確保します。(飲料水4ℓ/人・日、雑用水30ℓ/人・日(上水使用)を職員203人分、避難者166人分) また、赤水流入、配管破損による漏水対策として、緊急遮断弁を設置します。

### 「災害対策スペース」

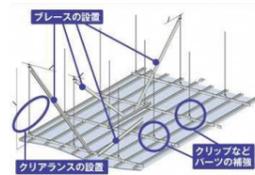
- ・国道沿いに面してプロムナードを設けることで、庁舎棟と連携しつつ支援活動に利用できるようにします。また、死角にならない場所にマンホールトイレ(\*)を設けます。
- ・駐車場は車止めを無くし、極力段差のない計画とすることで災害対策スペースとして利用しやすいようにします。

(\*)マンホールトイレ  
 下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの

## (2) 地震対策

- ・構造体の耐震安全性の目標を、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることとします。本建物を「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」における「災害応急対策活動に必要な施設」と位置づけ、構造体の耐震安全性はI類を適用します。
- ・災害時に使用する執務室や廊下、会議室などの広い空間は天井が落下しないように耐震天井(\*)とし、背の高い収納棚、サーバーラック等は転倒しないようにアンカー固定とします。

(\*)耐震天井  
 クリップなどの部材の強度を高め、ブレース(斜め補強材、振れ止め)を設置し、壁との間に適切なクリアランス(隙間)を設けることで壊れにくい天井



## (3) 水害対策

- ・建物外周の壁の立ち上りを200mm以上確保し、出入口部分には側溝を設置します。原則、建物に向かって地盤レベルが高くなる計画とします。
- ・サーバー室や発電機等は浸水などの影響を受けない上階に配置します。

